

前橋市立粕川中学校いじめ防止基本方針

平成29年5月

1 いじめ防止基本方針策定に当たって

(1) 基本的な考え方や方針等

- ① 全ての生徒と大人が、「いじめは本校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る」という認識のもとに「いじめを絶対に許さない学校」づくりを進める。
- ② いじめ防止に関わる各種対策により、生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に主体的に取り組むことができるようにする。
- ③ 指導に当たっては、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて生徒が十分理解できるようにする。また、いじめを受けた生徒の生命や心身を保護することが特に重要であることを認識し、家庭や地域、市教委、その他関係諸機関と連携を密にする。

(2) めざす生徒像

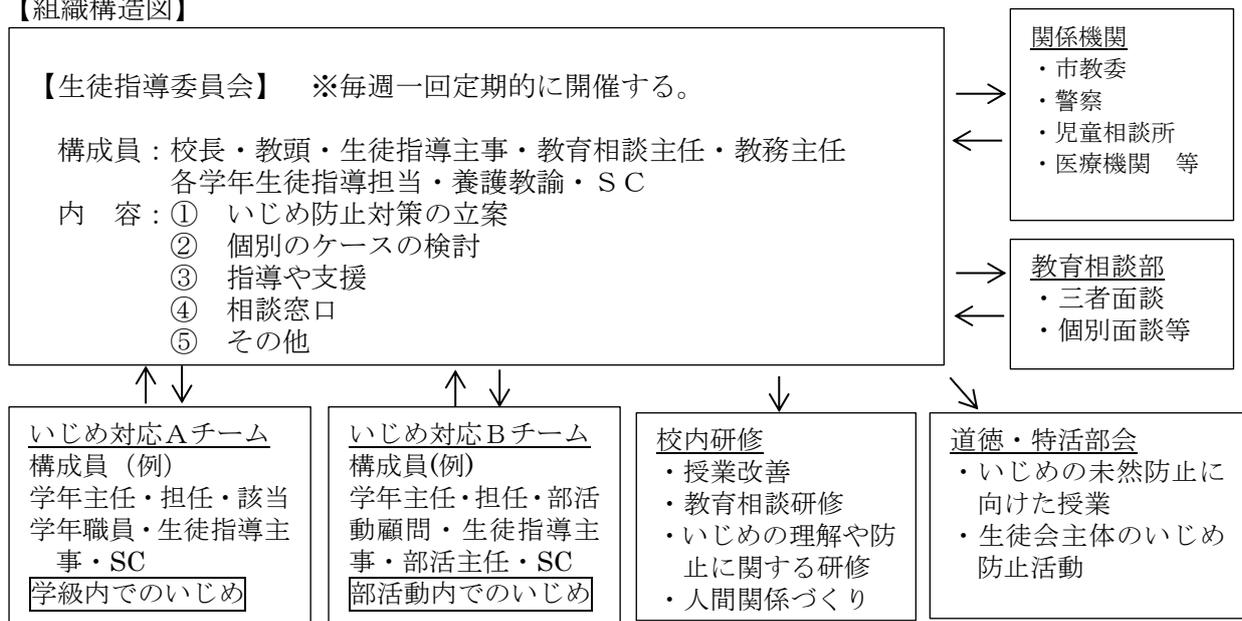
- ・いじめをしない、自分で考え、判断し、行動できる生徒
- ・いじめをさせない、自分自身も友達も大切にできる生徒
- ・いじめを見逃さない、たくましい心と実践力をもった生徒

2 組織及び校内体制

本校は、いじめ防止対策推進法第22条で規定するいじめ防止等の措置を実効的に行うための組織として、生徒指導委員会をもってこれに充てる。

また、個別のいじめに対応するため、必要に応じて対応チーム等を編成する。

【組織構造図】



3 いじめの未然防止

(1) 諸活動を進める上での基本的な考え方

- 望ましい人間関係や互いのよさを認め合い、高め合うための活動を積極的に取り入れ、一人一人の生徒の居場所づくりを行うとともに自己有用感をもてるようにする。
- 道徳や特別活動、部活動等を通して、規範意識の醸成やよりよい集団の在り方について考え、実践する場を設ける。
- 学習規律の確保や学習意欲の向上、わかる授業づくり、個に応じた指導の充実に努め、生徒の学力向上を図る。

(2) 保護者や地域・他校との連携

- 保護者の信頼を基盤に、情報交換や相談がしやすい関係を築く。
- 生徒を地域のボランティア活動に積極的に取り組ませ、地域に貢献し、自己有用感が持てるようにする。
- 学区内の小学校と連携し、ワイド相談等によってよりよい先輩・後輩の関係が築けるよう配慮する。

(3) 校内研修

- よりよい人間関係を構築するため、構成的グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニング、コーチング等の指導法等を研修し、教師の指導力を高める。
- 予防的な教育相談の技術を高めるために、SCなど専門的な知識を有する講師による研修を行なう。

4 いじめの早期発見・早期対応

いじめは、学校内外を問わず、大人の目の届きにくいところで発生することが多いため、家庭や地域と協力して早期発見・早期対応・早期解決に努める。

(1) 生徒の些細な変化に気づくための取組

① 悩みごとアンケート

いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得るという観点から、毎月1回の「こころの点検日」にアンケート調査を実施する。

② 日常の見取り

生活ノート等を活用し、生徒の小さな変化や気になる行為を見かけた場合は速やかに情報を共有し、多角的に情報を集め、正確で詳細な理解に努める。

③ 教育相談

生徒の家庭や校外での生活の様子等からいじめの有無を把握することも目的に、意図的・計画的に教育相談を実施する。また、日常の生徒とのかかわりを大切にし、チャンス相談を充実させる。

④ 保護者・地域との日常的な連携

家庭訪問やPTA行事、学校行事等で保護者と情報を共有するほか、地域行事への積極的な参加等を通じて、地域からも情報を得られるよう良好な関係を築いておく。

(2) 情報を確実に共有するための取組

個別の事案等について、誰もが入力でき、対応状況等を確認できるよう、共有ファイルを作成し、記録を集積する。

(3) 対応方針の立案

生徒指導委員会で対応のあり方を協議し、組織として速やかに対応する。

5 その他

(1) ネット上のいじめに関すること

- 情報モラル講演会等を通してネット上のいじめの未然防止に努めるとともに、保護者にも積極的に啓発活動を行なう。
- 個別の事案については、市教委のネットパトロールや生徒の情報等から実態を把握し市教委青少年課青少年支援センターや県警サイバー犯罪捜査室等関係機関と連携し対応する。

(2) 重大事態発生の場合

いじめ防止対策推進法第28条で規定する重大事態が発生した場合は、速やかに市教委青少年課いじめ対策室に報告し、市教委と連携し必要な対応を行う。

(3) いじめ防止基本方針に基づく取り組みの評価

- 取り組みの実施状況に関わる評価を、教職員・保護者・生徒の三者による学校評価に位置づけて行う。